

新規事業採択時評価に係る 港湾管理者・海岸管理者の意見

釧路港計第11号

平成26年3月5日

国土交通省港湾局長 様

釧路港港湾管理者 釧路市

代表者 釧路市長 蝦名 大



港湾整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について (回答)

時下、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より当市の港湾行政に対しまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年2月25日付け国港計第59号にて、意見照会のありました標記の件につきまして、異議のない旨をご回答致します。

釧路港では、現在西港区第2埠頭において、飼料原料の輸移入が行われていますが、水深が不足していることから、減載等での対応となっており、非効率な物流体制となっています。釧路港は平成23年5月31日に「国際バルク戦略港湾」に選定いただいたところであり、今後の船舶の大型化や物流の効率化に向け、より一層の機能強化が求められております。

本事業は、これら釧路港における課題を解決し地域経済の活性化に寄与するだけでなく、新たな穀物輸送ネットワークの形成によって背後圏はもとより東北以北における酪農業の振興などにとって、大変重要な事業であります。本市といたしましても、釧路港が穀物の輸入拠点としての役割を果たすために、官民連携のもと、複数港寄り等を促進するための取り組みを計画的に進めていきたいと考えておりますので、本事業の速やかな事業の進捗及び早期供用の実現をお願い致します。



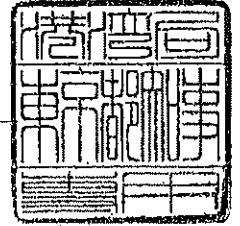
25港港計第110号

平成26年3月7日

国土交通省港湾局長 様

東京港港湾管理者

東京都知事 舩添 要



港湾整備事業の新規事業採択時評価等に係る意見照会について (回答)

貴職におかれましては、平素から、東京港の振興と発展にご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京港は、首都圏4,000万人の生活と産業活動に欠くことのできない物流拠点であり、平成24年の外貿コンテナ貨物取扱個数が424万TEUに達する等、我が国のメインポートとしての重要な役割を担っております。

東京港における取扱貨物量は一貫して増加傾向にあります。特に近年はアジア貨物の増加により、さらに急激な伸びとなっており、今後ともこのような貨物需要に対応することが必要です。このような中、コンテナターミナルによって状況は異なりますが、ふ頭周辺の一部では季節や時間帯のピーク時に、コンテナ車両による交通混雑が発生しております。

東京ゲートブリッジの開通、また、都と港湾関係者が一丸となって、車両待機場の整備や早朝ゲートオープンなど短期的かつ即効性のある様々な取組を行い一定の成果をあげておりますが、取扱貨物量の増加に対する抜本的な対策として、一刻も早い中央防波堤外側地区の開発が必要です。

一方で、中央防波堤地区の道路ネットワークは、南北方向に対して第二航路海底トンネルがあるのみで、今後の中央防波堤地区の開発に伴い、増加する交通量に対応するためには、臨港道路南北線の早期整備が必要不可欠であります。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、臨海部が中心となっており、都内31会場のうち21会場が整備される予定で、中央防波堤外側地区へのアクセスとして臨港道路南北線の整備が極めて重要で、早期整備が必要となっております。

以上のことから、平成26年2月25日付国港計第59号で照会については、異存ありません。

臨港道路南北線の予算化について、特段のご配慮を賜りますようお願い致します。

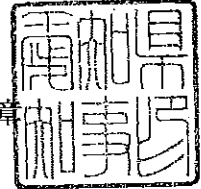
25港第 581 号

平成26年 3月6日

国土交通省港湾局長 殿

三河港港湾管理者 愛知県

代表者 愛知県知事 大村 秀章



港湾整備事業の新規事業採択時評価等に係る意見照会について (回答)

貴職におかれましては、平素より、愛知県の港湾行政の推進に格別のご理解、ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年2月25日付け国港計第59号で照会のありました「三河港ふ頭再編改良事業」につきましては、下記の点から必要不可欠であり、平成26年度の新規事業として採択していただきますようよろしくお願いいたします。

記

三河港は、モノづくり愛知を代表する自動車関連産業が周辺地域にも集積し、また、海外メーカーも臨海部に多数立地するなど、我が国のみならず世界的にもトップクラスの自動車流通港湾として重要な役割を果たしてまいりました。平成23年5月に改訂した港湾計画では、完成自動車の国際海上輸送のハブ港として更なる機能強化を図ることとし、神野地区をその中核と位置付けるとともに、地元関係者とともに鋭意取り組みを進めているところです。

神野地区では、自動車運搬船の大型化や完成自動車と一般貨物の混在による非効率な荷役により、自動車運搬船が着岸制約を受けるなど、物流機能に支障をきたしている状況となっております。また、これら課題を解消し、今後、増大が見込まれる貨物に対応するためには、岸壁の延伸が必要となっております。

なお、愛知県においては、完成自動車の取扱量の増大に対応するために、平成26年度より、新たなふ頭用地の整備を進めることとしており、岸壁の延伸とあわせ、一体的な整備効果が発揮されるものと期待されます。

さらに、南海トラフ巨大地震など大規模地震発生時における緊急物資の受入拠点として、また、自動車流通港湾としての物流機能の停滞を最小限に抑え、自動車関連産業の事業継続を確保するための耐震強化岸壁の整備が急務となっております。

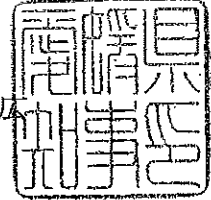
港湾利用者からも早期の整備を強く求められており、「三河港ふ頭再編改良事業」は、これら課題を解決し、自動車流通港湾としての機能強化を図ることが可能となります。

以上

25港第709号
平成26年3月6日

国土交通省港湾局長 様

東予港港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中村 時広



港湾整備事業の新規事業採択時評価等に係る意見照会について（回答）

平素より本県の港湾行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成26年2月25日付け国港計第59号で照会のありました「東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業」につきましては、下記のとおり必要不可欠であり、異存ありませんので、早期事業化及び円滑な事業進捗をお願い致します。

記

東予港は、四国屈指の製造品出荷額を誇る西条市を主な背後圏として、港湾取扱貨物量が県下第1位となるなど、産業活動及び地域の物流を支える拠点港として、地域の発展に大きく貢献しています。

なかでも、当港と大阪港間に四国で唯一就航するフェリーは、トラック等と連携した複合一貫輸送の一翼を担うことで、県内企業の物流コストの低減に貢献していますが、一部貨物の積み残しが発生しており、今後とも安定的な貨物需要が見込めるにもかかわらず、非効率な物流を強いられている状況です。

昨今のフェリー業界を取り巻く厳しい状況の中、船舶の大型化により積み残しを解消し、更なる集荷を目指すなど航路の維持や機能強化のため、これに対応した岸壁の整備が必要です。

また、本県にとって、東予港は「愛媛県地域防災計画」において、防災拠点となる港湾に位置付けており、南海トラフ地震の発生が切迫する中、発災直後から緊急物資等の海上輸送や地域の経済活動を確保するためには、耐震強化岸壁の整備が極めて重要となっています。

これらの東予港における喫緊の課題を解決するためには、耐震機能を備えた複合一貫輸送ターミナルを早期に整備することが必要であり、特段のご配慮を賜りますようお願い致します。



那覇企計第703号

平成26年2月28日

国土交通省港湾局

港湾局長 山縣 宣彦 殿

那覇港管理組合管理者

仲井真 弘多



港湾整備事業の新規事業採択時評価等に係る意見照会について(回答)

平素から那覇港の港湾行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成26年2月25日付け国港計第59号で照会のありました「那覇港臨港道路整備事業(若狭港町線)」については、下記の点から必要不可欠であり、確実に平成26年度新規事業として採択されますよう、よろしくお願い致します。

記

那覇港は沖縄県の物流、人流の中心的な拠点港湾として沖縄県の経済活動を支える最も重要な役割を担っており、沖縄県の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」においても、自立型経済の構築に向けた基盤の整備及び世界水準の観光リゾート地の形成、アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成、世界との交流ネットワークの形成を図る上で重要な基盤と位置づけられております。

しかしながら、港湾1号線等の臨港道路の渋滞が著しく、那覇港から那覇市街地及び沖縄本島中南部地域への円滑な物流機能の確保が課題となっております。

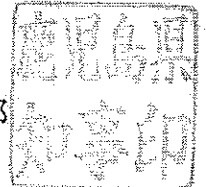
さらに、国際及び国内物流機能の向上を目的とした総合物流センター整備などの臨空・臨港型産業の集積に伴う新たな交通需要への対応も課題となっております。

これら喫緊の課題に対応するためには、当事業の早期整備を行い、那覇港のふ頭間及びその周辺におけるネットワーク機能を強化し、物流の円滑化を図る必要があることから、当事業の予算化について特段のご配慮を賜りますようお願い致します。

港空第 278 号
平成26年 3月 6日

国土交通省港湾局長 殿

指宿港海岸管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎



港湾局所管の海岸事業の新規事業採択時評価等に係る意見照会について (回答)

当県の海岸行政につきましては、平素から御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。さて、平成26年2月25日付け国港海第238号で照会のありました「指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業」の新規事業採択時評価等については、異存ございません。

なお、本事業は以下の点から必要不可欠であり、確実に平成26年度の新規事業化を図っていただきますようお願いいたします。

指宿港海岸は、台風の常襲地帯である薩摩半島の最南端に位置し、護岸や離岸堤等を整備してきたものの砂浜の侵食が徐々に進行し、かつての豊かな砂浜は広域にわたり消失している状況です。

このため、台風期には越波による背後地住宅の浸水被害が度々発生しており、早急な侵食対策による高波に対する防護機能の確保が急務となっています。

また、護岸は築造後50年以上が経過して老朽化が著しく、基部の土砂流出などにより、護岸本体が倒壊する危険性が危惧されております。

当海岸の整備は、沿線住民の安全・安心を確実に確保するため、養浜や離岸堤等の海岸保全施設を効果的に組み合わせ、一体的に改良する必要がありますが、複雑な侵食メカニズムや温泉地下水への影響などを考慮した高度な技術力を要する大規模工事となることから、直轄による事業実施が必要不可欠です。

このほか、指宿市は天然砂むし温泉を擁する県内屈指の観光名所であるため、防災機能の強化とともに、地域活性化の核となる魅力ある海浜空間としての海岸整備が望まれます。

また、当海岸の直轄による新規事業化については、指宿市長からも国及び県へ強く要望されていることから、当事業の平成26年度の予算化について、格別な御配慮を賜りますようお願いいたします。